修正案

第1章 基本方針

本県には、「原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)」(以下「原災法」という。)に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本県は、「<u>原子力災害対策指針(平成24年10月31日原子力規制委員会決定)</u>」(以下、「<u>対策</u>指針」という。)上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)」には入っていない。

第3章 放射性物質事故予防対策

7 退避誘導体制の整備

(略)

また、<u>高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者</u>及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、<u>要配</u> 慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

警察又は海上保安庁は、市町村の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、市町村の職権を行う ものとする。この場合、警察又は海上保安庁は直ちにその旨を市町村へ通知するものとする。また、災害派遣を命ぜられた自衛 隊の職務の執行についても、市町村が現場にいない場合に限り、市町村の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直 ちにその旨を市町村へ通知するものとする。

道路管理者は、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図るものとする。

第4章 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・連絡

- (1)(略)
- (2) 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象(原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象)発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に(1)ア〜カの内容について通報するものとする。

 $2 \sim 5$ (略)

6 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、<u>原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 OIL (Operational Intervention Level) と防護措置について」</u>に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

現行

第1章 基本方針

本県には、「原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)」(以下「原災法」という。)に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本県は、「<u>原子力施設等の防災対策について(昭和55年6月30日原子力安全委員会決定)</u>」(以下、「<u>防災</u>指針」という。) 上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (EPZ: Emergency Planning Zone)」には入っていない。

第3章 放射性物質事故予防対策

7 退避誘導体制の整備

(略)

また、<u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者</u>及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

第4章 放射性物質事故応急対策

- 1 情報の収集・連絡
- (1)(略)
- (2) 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象(原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象)発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

 $2 \sim 5$ (略)

6 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、<u>原子力安全委員会が提案している「屋内退降及び避難等に関する指標」</u>に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

修正案

参考 防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量(単位:mSv) 外部被ばくに 内部被ばくによる等価線量 よる実効線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の 等価線量 防護対策の内容 ・ウランによる骨表面又は肺の等価 線量 プルトニウムによる骨表面又は肺 の等価線量 住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 $10\sim50$ 100~500 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出 に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又 は避難すること。 500以上 住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又 50 以上 は避難すること。

- 注)1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
- 2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

7~9 (略)

- 10 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等
- 11 (略)
- 12 広域避難
- (1) 広域避難の調整手続等
 - ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して 受入れを要請するなどの協議を行い、<u>運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等</u>被災市町村を支援するものとする。 協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を 受けるものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 避難者情報の提供

7~9 (略)

- 10 飲料水及び飲食物の摂取制限等
- 11 (略)
- 12 広域避難者の受入れ
- (1) 広域避難の調整手続等
 - ア 県内市町村間における広域辟難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。<u>この場合、</u>県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介<u>などの調整を行うものとする。</u>

イ 都道府県域を越える広域辟難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して 受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

(2) 広域辟難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 全国辟難者情報システム

修正案

住所地(避難前住所地)の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

<u>避難者を受け入れた</u>県<u>及び市町村</u>は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ (略)

ウ 被災者への情報提供等

市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 OILと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要		初期設定値※1		防護措置の概要
[*] 急防護措	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射 性物質の吸入、不注意な経口摂取によ る被ばく影響を防止するため、住民等を	500 <i>μ</i> Sv/h			数時間内を目途に区域を特定し、 避難等を実施。(移動が困難な者 の一時屋内退避を含む)
		数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	(地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			
		不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じる ための基準	β線:40,000 cpm※3			避難基準に基づいて避難した避難 者等をスクリーニングして、基準を 超える際は迅速に除染。
			(皮膚から数cm での検出器の計数率)			
			β線:13,000cpm※4【1ヶ月後の値】			
			(皮膚から数cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生	20 μ Sv/h		1日内を目途に区域を特定し、地域 生産物の摂取を制限するとともに1 週間程度内に一時移転を実施。	
		産物※5 の摂取を制限するとともに、住 民等を1週間程度内に一時移転させる ための基準	(地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			
飲食物摂取制限※9	飲食物に係る スクリーニング 基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 <i>μ</i> Sv/h ※ 6			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
			(地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			
		経口摂取による被ばく影響を防止する ため、飲食物の摂取を制限する際の基 準	核種※7	飲料水 牛乳·乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、 基準を超えるものにつき摂取制限
		*	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	を迅速に実施。
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラ ン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20cm2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費 されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

現行

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地(避難前住所他)の市町村や県では、<u>避</u> 難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

県では、<u>「全国避難者情報システム」を活用し、</u>避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、 その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ (略)

(新設)

(新設)

- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【別表】

1 配備基準

		放射性物質事故				
	設置する本部(略)					
	配備基準	(略)				
(第1・第2配備)	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 <u>防災政策課</u> 消防課 <u>産業保安課</u> 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>流通販売課</u> 安全農業推進課 畜産課 森林課 水道局計画課 水道局浄水課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁 <u>教育振興部</u> 学校安全保健課 出先機関 関係各部局等において必要と認めるとき				
	設置する本部	() () () () () () () () () ()				
 	配備基準 (略)					
平部第1~本部第3配備)	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支持 を					

【別表】

1 配備基準

		放射性物質事故					
	設置する本部	(略)					
	配備基準	(略)					
(第1・第2配備)	配備を要する課等	本 庁					
	設置する本部	(岬各)					
+	配備基準(略)						
(本部第1~本部第3配備)	配備を要する課等	本 庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 産業振興課 耕地課 水産課 漁業資源課 県土整備政策課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出納局 企業庁施設設備課 企業庁事業調整推進課 出先機関 第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する					